

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長する。

1 延長の対象団体

平成23年度において旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2第1項の規定により合併特例債を起すことができる合併市町村

2 延長の期間

① 被災市町村以外

現行：合併年度及びそれに続く10年度

→ 改正後：合併年度及びそれに続く15年度

② 被災市町村

現行：合併年度及びそれに続く15年度

→ 改正後：合併年度及びそれに続く20年度

※ 被災市町村

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村

3 施行期日

公布の日